さいたま市告示第１８２０号

地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年１２月９日

さいたま市長　清　水　勇　人

地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示の一部を改正する告示

地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示（令和３年さいたま市告示第５２０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成２６年内閣府・総務省令第３号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第２条<u>第１３項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第２条第４項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定め、令和３年４月１日から適用する。
令和３年３月２９日
さいたま市長　清　水　勇　人

別表第１欄に掲げる規定の同第２欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第３欄に掲げるとおり定める。

○別表
<table><tr><th>第１欄</th><th>第２欄</th><th>第３欄</th></tr><tr><td>規則第１条第２号</td><td>官公署から発行され、又は発給された書類その</td><td>［略］
規則<u>第１条の２</u>第１項柱書に規定す</td></tr></table></td><td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成２６年内閣府・総務省令第３号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第２条<u>第１２項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第２条第４項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定め、令和３年４月１日から適用する。
令和３年３月２９日
さいたま市長　清　水　勇　人

別表第１欄に掲げる規定の同第２欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第３欄に掲げるとおり定める。

○別表
<table><tr><th>第１欄</th><th>第２欄</th><th>第３欄</th></tr><tr><td>規則第１条第２号</td><td>官公署から発行され、又は発給された書類その</td><td>［略］
規則<u>第２条</u>第１項柱書に規定する個</td></tr></table></td></tr>
</table>

	他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成２６年政令第１５５号。以下「令」という。）第１２条第１項第１号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者（法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下同じ。）が適当と認めるもの	る個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）		他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成２６年政令第１５５号。以下「令」という。）第１２条第１項第１号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
	［略］	［略］		［略］	［略］
規則第２条第１項第６号	［略］	［略］	規則第２条第１項第６号	［略］	［略］ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成２６

［略］		
規則第３条第２号ロ前段	［略］	［略］ ［略］
［略］		
規則第７条第１項第２号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第１２条第２項第１号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	［略］
［略］		
規則第９条第４項	［略］	
規則第９条第５項	令第１２条第２項第１号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等に

		年総務省令第８５号）第３２条第１項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
［略］		
規則第３条第２号ロ前段	［略］	［略］ 還付された個人番号カード ［略］
［略］		
規則第７条第１項第２号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第１２条第３項第１号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	［略］
［略］		
規則第９条第３項	［略］	
規則第９条第４項	令第１２条第３項第１号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等に

	であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	より、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第１２条第２項第１号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		［略］
規則第９条第６項第６号	［略］	［略］
規則第１０条第１号	［略］	［略］
		地方税法第７６２条第１項第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税ポータルシステム」という。）から本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること
［略］		
規則第１０条第３号ロ前段	［略］	［略］
		［略］
［略］		

	であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	より、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第１２条第３項第１号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		［略］
規則第９条第５項第６号	［略］	［略］
		還付された個人番号カード
規則第１０条第１号	［略］	［略］
		地方税法第７６２条第１項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税ポータルシステム」という。）から本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること
［略］		
規則第１０条第３号ロ前段	［略］	［略］
		本人の還付された個人番号カード
		［略］
［略］		

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　還付された個人番号カード所持者（この告示の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する

命令（令和６年デジタル庁・総務省令第１０号）第２条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成２６年総務省令第８５号）第３２条第１項の規定による個人番号カード（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第１６号）第４条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の還付を受けている者をいい、この告示の施行の際現に同法第１７条第１項の規定による同法第２条第７項に規定する個人番号カードの交付を受けている者及びこの告示の施行の日以後に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１７条第１項の規定による同法第２条第７項に規定する個人番号カードの交付を受けた者を除く。以下同じ。）に係る改正後の地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示（以下「新告示」という。）別表規則第２条第１項第６号の項、規則第３条第２号ロ前段の項及び規則第９条第６項第６号の項の規定の適用においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第１０号）第２条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成２６年総務省令第８５号）第３２条第１項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）」を加える。

３　還付された個人番号カード所持者に係る新告示別表規則第１０条第３号ロ前段の項の規定の適用においては、「本人の還付された個人番号カード」を加える。